○国土交通省告示第四百八十七号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第二項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百八十四号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第二項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる高齢者等居住改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額（当該上欄に掲げる高齢者等居住改修工事等をした家屋の当該高齢者等居住改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。		租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して当該高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額は、次の表の上欄に掲げる高齢者等居住改修工事等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、下欄の数値を乗じて得た金額（当該上欄に掲げる高齢者等居住改修工事等をした家屋の当該高齢者等居住改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）とする。	
平成十九年国土交通省告示第四百七号（以下単に「告示」という。）一に掲げる工事のうち、通路の幅を拡張するもの	七万九千七百円 当該工事の施工面積（単位　平方メートル）	平成十九年国土交通省告示第四百七号（以下単に「告示」という。）一に掲げる工事のうち、通路の幅を拡張するもの	十六万六千百円 当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示一に掲げる工事のうち、出入口の幅を拡張するもの	十九万六千六百円 当該工事の箇所数	告示一に掲げる工事のうち、出入口の幅を拡張するもの	十八万九千二百円 当該工事の箇所数
告示二に掲げる工事	三十八万五千八百円 当該工事の施工面積（単位　平方メートル）	告示二に掲げる工事	五十八万五千円 当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示三イに掲げる工事	四十四万千五百円 当該工事の箇所数	告示三イに掲げる工事	四十七万千七百円 当該工事の箇所数
告示三ロに掲げる工事	六十九万二千二百円 当該工事の箇所数	告示三ロに掲げる工事	五十二万九千百円 当該工事の箇所数
告示三ハに掲げる工事	四万五千百円 当該工事の箇所数	告示三ハに掲げる工事	二万七千七百円 当該工事の箇所数
告示三ニに掲げる工事	八万千五百円 当該工事の箇所数	告示三ニに掲げる工事	五万六千九百円 当該工事の箇所数
告示四イに掲げる工事	二十一万五千二百円 当該工事の施工面積（単位　平方メートル）	告示四イに掲げる工事	二十六万六百円 当該工事の施工面積（単位　平方メートル）
告示四ロに掲げる工事	二十九万五百円 当該工事の箇所数	告示四ロに掲げる工事	三十五万九千七百円 当該工事の箇所数
告示四ハに掲げる工事	三十三万円 当該工事の箇所数	告示四ハに掲げる工事	二十九万八千九百円 当該工事の箇所数
告示五に掲げる工事のうち、長さが百五十センチメートル以上の手すりを取り付けるもの	二万二百円 当該手すりの長さ（単位　メートル）	告示五に掲げる工事のうち、長さが百五十センチメートル以上の手すりを取り付けるもの	一万九千六百円 当該手すりの長さ（単位　メートル）
告示五に掲げる工事のうち、長さが百五十センチメートル未満の手すりを取り付けるもの	三万千三百円 当該工事の箇所数	告示五に掲げる工事のうち、長さが百五十センチメートル未満の手すりを取り付けるもの	三万二千八百円 当該工事の箇所数